

# 税

市税は納期限内に納めましょう

## 11月～12月は市町村税徴収強化月間です



納税は国民の義務です

市が提供する、福祉や教育をはじめ様々なサービスは、市税が主な財源の一つです。市税の滞納は、市の財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすことになりかねません。

そして何より、納期限内に税金をきちんと納めている大多数の方との公平性を欠くことになります。

### 県内一斉の徴収強化月間

納税の公平と徴収の確保を図るため、11～12月を「市町村税徴収強化月間2013冬」として、栃木県との協働により、県内一斉に徴収の強化に取り組みます。

### 事情がある場合は相談を

「災害、盗難、事業の廃止、病気等、やむを得ない事情により、一時的に納付が困難な場合は相談してください。」



徴収の猶予や分割納付をすることができます場合があります。滞納になる前に税務課に納税相談をしてください。

問い合わせ先 税務課 ☎(40)5554

### 税金を納め忘れず！



税金を納期限までに納めなかった方には、まず督促状が送付されます。この督促状が発送された日から起算して10日を経過した日までにその税金を完納しなかったときには、市は滞納者の財産（預貯金、生命保険、不動産、給料、自動車、動産（電化製品や美術品、貴金属等）を差押えなければならぬことが法律で定められています。

差押え財産の調査のため、滞納者の自宅などの捜索を行う場合もあります。捜索時に発見された財産は、差押えされます。「捜索」とは、税を徴収する職員に認められた権限で、裁判所の令状は不要です。

また、自動車のタイヤロック（写真）を行う場合もあります。タイヤロックとは、差押えた自動車を運行、使用させないための措置（国税徴収法第71条）で運行不能状態にするものです。

### 便利



納税は便利で確実な口座振替またはコンビニで

「通知を見落とした…」 「納付書をしまい忘れた…」 等、つい、うっかりで納付を忘れてしまわないように、便利で確実な口座振替をお勧めします。

また「銀行や市役所が開いている時間に納付に行けない…」 等、忙しい方は、コンビニエンスストアで納付できます。（バーコード付き納付書による納付で納期限内に限る。）

### 「徹底した財産調査と差押の実施に取り組みます」

■財産調査：勤務先・年金支払者への照会、売掛金等、取引先への臨場調査・照会、預貯金、生命保険、登記簿等の調査、家宅等の捜索など

■差押：給与、年金、売掛金、預貯金、生命保険、その他債権、家宅等の捜索による自動車、動産、不動産など



### 【納税・滞納処分Q&A】

Q うっかりしていて、市税を納め忘れて納期限が過ぎてしまった。今持っている納付書で納められますか。

A 手持ちの納付書で納められます。納期限が過ぎても、お手持ちの納付書で、通知書に記載されている金融機関または、下野市役所各庁舎で納付することができます。

※納期限が過ぎてから納付する場合には、督促手数料や延滞金が増加される場合があります。

Q 市税を納期限が過ぎても納付しないとなりませんか。

A 督促状、催告書が送付されても納付しない場合は、納税をしている方との公平性を保つため、給与・財産を調査して差押えることとなります。

Q 財産の差押えをされないためにはどのようにしたらよいですか。

A 納税相談によって自身の収支状況をお伺いし、滞納額に応じ、分割で完納見込みのある場合などは、差押えを行わないですむ場合があります。まずは、納税相談をしてください。

Q 財産の差押えをされた場合、どうすれば解除できますか。

A 原則として、滞納税額を完納しない限り差押えは解除されません。

